

平成 29 年 9 月

平成 30 年度税制改正要望

石 油 化 学 工 業 協 会
会 長 淡 輪 敏

序 文

I . 重点要望項目

1 . 企業の働き方改革（生産性向上）のための基盤整備

- (1) 法人税、地方税の申告期限の更なる延長
- (2) 消費税制の簡素化および申告期限延長制度の導入
- (3) 地方税（法人住民税、法人事業税）の国への一括申告制度の導入
- (4) 法人事業税の外形標準課税制度の簡素化
- (5) 事務負担を軽減するための電子申告システムの改善

2 . 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

3 . 債却資産にかかる固定資産税制の見直し

- (1) 法人税との整合を図り 100% 債却を容認
- (2) 新規取得資産に対する減免措置の適用
- (3) 少額減価償却資産の取得基準価額の引上げ

4 . 法人実効税率の見直し

- (1) 25%台への法人実効税率の引き下げ
- (2) 税務上の欠損金の繰越控除期間の撤廃
- (3) 研究開発税制の税額控除超過額の繰越期間の再設定

5 . B E P S プロジェクトに関する国内法対応の整備

- (1) 支払利子税制の見直しに関する対応
- (2) 外国子会社合算税制の運用基準見直し

II. その他要望項目

1. 事業再構築に係る税制優遇措置の整備

- (1) 連結納税制度の見直し
- (2) 組織再編税制の適用要件の緩和
- (3) L L Pに対する事業促進再編税制の適用
- (4) L L Cに対するパススルー課税の導入
- (5) 遊休地にかかる固定資産税の軽減

2. 法人税制の改善

- (1) 受取配当等益金不算入割合の拡充
- (2) 法人事業税の外形標準課税制度の改善、簡素化
- (3) 国際会計基準（I F R S）への対応
- (5) 固定資産減損処理における損金算入の容認
- (6) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

4. 国際課税制度の改善

- (1) 移転価格税制の改善
- (2) 外国税額控除制度の拡充
- (3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

5. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

6. その他

- (1) 消費税軽減税率制度導入に伴う負担緩和措置の適用拡大
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 印紙税の廃止
- (4) 電話加入権の償却容認
- (5) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

<序文>

わが国経済は、政府の財政・金融政策及び成長戦略の諸施策の効果に加え、昨年來継続している原油価格・為替相場の安定にも下支えされ、堅調な景気回復基調が続き、私共、化学産業も過去からの継続的な構造改善の効果もあって、好調といって良い業績を上げております。

しかし、平成27年の国勢調査で、大正9年の調査開始以来、初めて日本の人口が減少に転じたことが明らかになり、将来的な人口減少に伴う国内市場の縮小のみならず、足元で既に顕著になっている生産年齢人口の減少に起因する労働力不足が、日本国内で事業展開をする上でのボトルネックとなって、企業業績を圧迫することが懸念されます。

そのような環境下であっても、わが国経済の持続的成長を実現するためには、労働力の減少を補い、かつ海外との競争に打ち勝つ生産性の向上が不可欠であり、そのための諸施策を早期に実施することが求められています。

そのため、日本の石油化学産業では、近年、事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を積極的に行ってまいりました。

しかしながら、東アジア及び中東地域では、最新鋭の大型石化設備が相次ぎ稼動し、北米地域においては、シェール革命により圧倒的な価格競争力を有する天然ガスを原料とした石化産業再興が起きており、日本の石油化学産業は非常に厳しい国際競争に晒され続けております。

そのような中で、エネルギーを初めとする諸コストが高く、規制の厳しい日本国内での事業展開は容易ではなく、リスク軽減の観点からも、安価な原料へのアクセスが可能であり、企業活動における規制が少なく、かつ需要が増大している国外への移転が有力な選択肢とならざるを得ない状況にあります。

わが国製造業のサプライチェーンの根幹の一つである石油化学産業が、日本国内において引き続き安定的に製品を供給し、地域の雇用を維持・創出していくためにも、諸外国の企業と同等の競争条件となるよう、税制上の国際的なイコールフッティングの実現を図るべく、平成30年度税制改正に際し、次の諸点について要望いたします。

I. 重点要望項目

1. 企業の働き方改革（生産性向上）のための基盤整備

（1）法人税、地方税の申告期限の更なる延長

法人税、地方税の申告期限を「決算日より 6 ヶ月以内」にまで延長することを要望する。

「働き方改革」が国の重点政策に取り上げられる昨今、各企業の経理・税務部門では、会計・税務業務にかかる負担が近年ますます重くなっている。

その背景には、会計・税務業務は、ほぼ同時期に決算・税務申告資料の作成、株主総会対応といった業務が集中する中、コーポレートガバナンス強化の流れに伴う会計監査に掛かる時間の増加や、所得拡大促進税制等の政策減税への対応、複雑化する国際課税制度への対応が求められる一方で、法人税の申告期限は諸外国に比べて非常に短い現状がある。

また、法人税の申告期限は、移転価格税制に係る文書化制度におけるローカルファイルの作成期限にもなっている（同時文書化）。

日本は世界で最も締切の早い国の 1 つとなっており、取引数の多い会社にとっては、ほぼ不可能ともいえる期限となっている。

その結果、各社の経理・税務部門は、これらを短期間の内に全てこなすため荷重な負担を強いられているのが実態である。

今後、長時間労働是正のため時間外労働規制が強化されると、期限までに業務を終わらせることが一層困難になり、本来の労働者保護の理念に逆行する事態を招きかねないことが懸念される。

そのため、法人税、地方税の見込納付を行うことを条件として、株主総会の期限延長条件を課さずに、決算日から 6 ヶ月以内まで申告期限を延長できる制度変更を要望する。

これにより業務の平準化及び負荷軽減を図り、決算業務や株主総会終了後に、税務申告資料を作成する十分な時間を確保した上で、生産性向上への取り組みを進めることにより、業務効率の向上のみならず、政策減税の利用漏れや、複雑化する国際課税制度への対応ミス防止等の効果が期待される。

(2) 消費税制の簡素化および申告期限延長制度の導入

消費税は納税の当事者たる事業者の協力なくして成り立たない仕組みである以上、納税に伴い生じる社会的コストを考慮せず、事業者に一方的に負担を強いる仕組みは早急に改善する様、強く要望する。

①仕入税額控除制度 9.5%ルールの再適用または率を見直しての再設定

消費税の課税売上割合が9.5%以上の場合に、課税仕入れにかかる税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる9.5%ルールについては、課税売上が5億円以上の事業者への適用が、平成25年1月より廃止されたことにより企業の事務負荷が増大した。

企業、行政双方にとって、税制に対する信頼を損なわない範囲において、徴税効果に見合った事務コストに収め、申告手続にかかる負荷を低減するための簡便な制度とすることは、わが国企業の競争力を維持・強化する上でも重要である。

そのため、大企業にも9.5%ルールを再適用すること、それが難しい場合にも9.9%以上等、率を見直して再設定することを強く要望する。

②消費税申告・納期限延長制度の導入

消費税は課税物品や取引が細かく規定され、売上げに対応する仕入れを特定することを求める一方、複雑な税務申告を法人税、地方税の申告や、決算作業と同時期に、短期間で申告から納付までを行うため負荷が集中し、意図せざる誤りを惹起する可能性がある。

また、消費税には申告期限延長制度が無いことにより、消費税の確定申告後に検出された法人税の税務調整を、修正申告という形で消費税に反映するという悪循環を産み出している。

過重労働是正に向けて、消費税にも法人税、地方税等と同様の申告・納期限延長制度を導入するよう要望する。

(3) 地方税（法人住民税、法人事業税）の一括申告・納付制度の導入

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負荷は相当に高くなっている。

かかる状況を改善するために、少なくとも自治体毎に異なる地方税の様式を早急に統一し、その上で本社一括申告・納付制度を導入し、企業、行政双方の合理化につながる制度全体の抜本的な改善を行うよう要望する。

(4) 法人事業税の外形標準課税制度の簡素化

①付加価値割に係る課税標準算出方法の簡素化

法人事業税の外形標準課税の算定、殊に付加価値割を構成する報酬給与額については、会計上異なる勘定科目で計上されている費目を加減算して算出する必要があることから、課税標準算出のために煩雑な作業を伴い、制度簡素化が不可欠である。

そのため、付加価値割に係る報酬給与額は、所得税法で定める給与・報酬額と定義を統一し、課税標準算出方法を簡便にすることを要望する。

②持株会社におけるグループ会社対象範囲の見直し

法人事業税の外形標準課税には、総資産に占める子会社株式投資簿価が50%を超える会社に持株会社資本割特例を適用しているが、特例判定の際の50%超える基準判定時には、分子を子会社株式投資簿価だけでなく、持株割合が20%以上の関係会社株式投資簿価を全て含めて判定することを要望する。

(5) 事務負担を軽減するための電子申告システムの改善

電子申告・納税システム（e-Tax）は、平成29年度改正でPDF形式による添付書類の提出可能範囲が広がったものの、添付書類の全てを網羅するには至っていない。

また、我々石油化学産業に關係がある間接諸税の内、揮発油税に係る申告手続はe-Taxへの対応が一部に留まり、紙による書類のやり取りが残存しているため、電子申告を利用した場合のメリットが小さく、紙媒体による手続きからの移行を躊躇う一因となっている。

e-Taxの普及促進および利便性向上を図るために、全ての税目に係わる申告手続、申請、届出の提出をe-Tax上で完結出来るよう仕様を改善すること、及び添付書類の提出に関しては、税務当局で真に必要な書類を除き、申告者による「備置」を原則とし提出を不要とすること、それでもなお提出を求める添付書類は、全て電子申告に対応するよう要望する。

また、今後の新税制や税制改正時には速やかに電子申告対応が図られるよう合わせて要望する。

2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則

非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象物件は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石化製品製造用原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、我が国では、石化製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税とともに、その本則においては課税対象とされている。

すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置付けであり、わが国石化産業が国内で事業運営を行う上での不安材料の一つとなっていることから、世界標準に照らして、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、昨年12月に策定された平成29年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

3. 債却資産に掛かる固定資産税制の見直し

平成29年度の与党税制改正大綱において、債却資産に掛かる固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、引き続きこれを堅持すると明記されたことは重く受け止める。

しかしながら、製造設備に対する固定資産税は、国際的に見ても一般的な制度とは言えず、石油化学を始めとする装置産業の国際競争力を低下させるものであり、以下の通り、見直しを図るよう要望する。

(1) 法人税との整合を図り100%償却を容認

法定耐用年数を経過し、実質的に償却が完了した既存設備に対して課税を続けることは、実態からかけ離れた仕組みと言わざるを得ない。

既に残存価額が廃止された法人税の減価償却制度との公平性、及び同じ資産に対する二重管理の負担を軽減する観点からも、固定資産税についても速やかに整合を図るよう要望する。

(2) 新規取得資産に対する減免措置の適用

平成29年度税制改正において、中小企業に限定した新規取得資産に対する固定資産税の減免措置が、平成28年4月から平成31年3月までの期間限定で導入された。

しかし、この枠組みは小粒な投資に限定されることから、税収に与える減収影響は小さく留まるものの、得られる経済成長の効果も限定的にならざるを得ない。

そのため、当該減免措置の期限を延長するとともに、中小企業と比較して大きな投資規模となり、その経済効果が広範に及ぶ大企業にも同措置の適用を拡大するよう要望する。

(3) 少額減価償却資産の取得基準価額の引上げ

現行の10万円未満という基準価額では、現代の事業活動を行う上で、当たり前の道具に過ぎない汎用事務機器（デスク、パソコン、ソフトウェア等）など、その多くが償却資産として管理を必要とされることにより、企業の事務負担が増加する一因となっている。

会計上も一括費用処理も求められる等、資産性が脆弱な点にも鑑み、少額減価償却資産の取得基準価額を、少なくとも現行の2倍以上の20万円未満に引き上げることを要望する。

4. 法人実効税率の見直し

(1) 25%台への法人実効税率の引き下げ

日本の石油化学産業の主たる競争相手はアジア諸国であり、日本より税率が低い国、地域が複数存在する。（中国=25%、韓国=24.2%、マレーシア=25%、インドネシア=25%、シンガポール=17%など）

わが国では平成28年度税制改正において、法人実効税率が30%を切ることとなったものの、未だその格差は大きく、日本国内への投資優位性は低いものとならざるを得ない。

将来に亘って日本国内で事業を継続するためにも、国際的なイコールフッティングの観点から、法人実効税率は、少なくともOECD諸国平均に相当する水準、すなわち25%台まで引き下げるこを引き続き要望する。

(2) 税務上の欠損金の繰越控除期間の撤廃

平成28年度税制改正により、大企業には繰越欠損金の単年度の使用割合の縮小前倒し、および繰越控除期間の延長開始時期の後ろ倒しという、課税ベースの拡大措置が講じられたが、そもそも、単年度の使用割合および繰越控除期間の二つ共に制限を課している国は稀である。

単年度の使用割合の制限はやむを得ないとしても、控除繰越期間を撤廃することにより、「リスクテイク・チャレンジ」が可能な社会の実現を後押しするためにも、欠損金を控除し切ることが可能な枠組みとするよう強く要望する。

(3) 研究開発税制の更なる見直し

①税額控除限度超過額の繰越期間の再設定

産業競争力の源泉である研究開発分野において、これまでの税制改正において、研究開発促進税制が恒久化されたことは評価すべきと考える。

また、昨年の見直しでは、研究開発投資を大きく増加させる企業に対するインセンティブ制度も導入されたが、その一方で、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、短期間に集中的な支援を行うだけでは片手落ちであり、景気の波に左右されずに継続的な研究開発に取り組むことが必要である。

については、長期継続的な研究環境を支えるインフラとして、全ての業種業態に恩恵のある総額型について、税額控除限度超過額の、少なくとも1年以上の繰越期間の再設定を要望する。

②高水準型の廃止を含めた制度見直し

研究開発の態様は業種によって様々であり、同じ石油化学工業の中においても、原料コスト比率が高い基礎石化製品を多く手掛けている企業では、売上高に比して試験研究費の額は小さくならざるを得ず、高水準型のような制度は利用すること自体が難しい。

昨年の税制改正で高水準型は2年間の期限延長が決まったが、高水準型は特定の業界・企業に利用が集中しており、研究開発に取り組むより多くの企業が活用できる仕組みとすべく、次回の制度見直し時には高水準型の廃止を含めた見直しを要望する。

③オープンイノベーション型の適切かつ柔軟な運用について

昨年の税制改正で、オープンイノベーション型の運用基準見直しが決まり、ガイドラインも公表されているが、今なお、利用者が制度の利用を躊躇しかねない実務的な疑問点、不安点が解消できない状況も散見される。

所管省庁は、引き続きQ&Aを更新し、利用者が安心して税制改正の結果を活用できる様、適切な環境整備に努めていただきたい。

また、本制度は申告後に、試験研究費の範囲について税務当局と見解の相違が多発しているため、税務当局との係争は極力避けたいという企業の懸念が、利用実績低迷の一因になっている。

公正な税務行政の執行が前提であることは勿論だが、税務当局の判断如何によって適用可否が変わる仕組みでは、予見可能性が低く、企業は利用に踏み切れないでいる。

「試験研究をテコ入れし、経済活性化につなげる」という政策目的に逆行しかねない運用が行われていては本末転倒であり、税務当局に対しては、前述のガイドラインの主旨を逸脱しない範囲においては、柔軟な運用を行うよう要望する。

5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting ; 税源侵食と利益移転) プロジェクトを受けた、国際間の租税回避行為に対処するための国内法制上の措置に関し、次のとおり要望する。

(1) 支払利子税制の見直しに関する対応について

BEPs行動計画4（支払利子税制）について、対国内、対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、企業の資金調達として通常実施される銀行借入や、為替リスク低減のために行っているグループファイナンス等にも影響が及ぶことが考えられるため、企業活動に多大な影響が及ぶことの無いよう、慎重な対応を図ること。

(2) 外国子会社合算税制の運用基準見直し

①合算対象となる外国関係会社の範囲の適正化

当改正は実務面においても大幅な変更を伴うものであり、導入にあたっては事務負荷の軽減についても種々配慮がなされたと受け止めているが、実務を考える上ではまだ不明確な点が多く、納税者側と執行者側の双方において混乱を来たす懸念がある。

改正内容の明確化と合わせ、軽課税国への所得移転を的確に防止する制度へ見直し、我が国企業の適正な海外事業活動の阻害要因を排除するため、以下を要望する。

- ・諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分とすること。
- ・ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）についても、本邦や諸外国の法人実効税率引下げの動向を踏まえ、適宜見直しを行なうこと。
- ・ホワイトリスト制度を導入すること。
- ・内国法人が影響力を有しない外国関係会社に関しては、申告に必要とされる情報を収集することが困難であり、申告実務に係る過度な負担を軽減するため、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%以上から20%以上へ引き上げること。

②M&Aの効果を最大限に発揮するための投資スキームの再編

海外の買収案件では、事業スキームを整理するための組織再編を行う場合があり、株式取得後に予定される組織再編が終了するまで合算課税の猶予を認める、もしくは買収前後1年以内の組織再編にかかるキャピタルゲイン等については、合算課税の対象外とするよう要望する。

II. その他要望項目

1. 事業再構築に係る税制優遇措置の整備

石油化学業界では、競争力強化を目的としたグループ内での組織再編や、他社からの事業買収、既存事業を分離し共同出資による子会社の新設など、事業再構築に向けた取り組みを常に模索している。

しかしながら、現状の事業再構築に係る各税制は、促進する効果を発揮するどころか、むしろ阻害要因にもなりうるため、事業再構築のための環境整備の観点から、以下の見直しを要望する。

(1) 連結納税制度の見直し

現状の連結納税制度では、グループ加入前から完全支配関係がある子法人以外の会社を再編する場合、適用条件が厳しいため、事業再構築時の障壁になる懸念が払拭できず、制度の見直しを要望する。

①グループ加入時の子会社にかかる時価評価課税の見直し

新たにグループに加入する子会社が、特定連結子法人以外の会社であった場合、その会社が保有する資産について、連結納税開始直前の事業年度において時価評価が強制されるため、含み損益に対する課税が生じることで、再編に掛かるコストが膨らむことが強く懸念される。

そのため、時価評価課税の廃止あるいは緩和等の改善を図り、連結納税制度を一層使い易いものとすること。

②地方税への連結納税制度の適用

連結納税の適用は国税に限定されているため、地方税については連結納税グループ法人との課税所得の通算メリットが享受出来ない。

グループ内組織再編による税コストの増加を回避し、事業構造改善を一層推進するためにも、地方税への連結納税の適用を検討すること。

(2) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和

コンビナートを形成している石油化学業界では、近隣に事業所を持つ会社との連携による事業再構築も重要な選択肢となる。

しかし、現行の組織再編税制では共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることが出来ずに移転資産が時価評価され、発生する譲渡損益に課税されるため、再構築コストが膨れ上がり、実現の可能性が狭まることが懸念される。

コンビナート地域の雇用を守るためにも、再構築による事業継続は効果的な方策であり、円滑な組織再編を促進するためにも、共同事業要件を緩和することを要望する。

①適格性判定要件の明確化

組織再編の適格性判定に係る現行規定において、事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有などについては、「見込まれていること」が要件となっており、この「見込まれていること」について、通達あるいは例示の公表により明確にすること。

②特定役員の就任要件の緩和

実質、会社法上の取締役に限定されているが、多くの企業では事業運営の責任者として執行役員制度を導入し、取締役は人数を絞り込んで、会社経営上の重要課題に当たらせているのが実態である。

現状は、執行役員であっても、新設会社の特定役員に就任する場合、経営への参画度合いによって認められるとされているものの、その適否は当局の判断によって決められるため、予見可能性が低いと言わざるを得ない。

そのため、企業の実態に即し、取締役に準ずる者の解釈に、執行役員等、事業運営上の重要な責任を負っている者が含まれることを明記すること。

③移転事業従事者の新設会社への移転要件の緩和

現状の制度は、元の事業に従事する従業員の概ね80%以上が、新設会社の事業に従事することを求めているが、新設会社の事業規模や、効率化のための省力化投資によっては、そこまでの人員を必要としない場合もある。

そのため、グループ内での雇用継続を条件として、移転事業従者の新設会社への移転要件を2/3以上などに緩和すること。

(3) L L Pに対する事業促進再編税制の適用

日本においては、異なる主体（個人・企業）間での共同事業を行うための組織制度として2005年にL L P（有限責任事業組合）制度が創設された。

しかし、企業間で事業再編を行う際にL L Pの枠組みを利用して、有形固定資産等を現物出資した場合、出資時に時価評価されて、含み損益に対する課税関係が生じるため、L L Pの利用が進まない一因になっている。

そのため、産業競争力強化法における「特定事業再編計画」において、税制優遇措置を受けられる事業形態に、現状は会社法に定める「会社」に限定されているが、新たにL L Pも適用可能とし、L L Pに対する有形固定資産等の現物出資について、簿価譲渡を認める制度の創設を要望する。

(4) L L Cに対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業再構築を後押しするためにも、合同会社（日本版L L C）に対するパススルー課税の導入を要望する。

(5) 土地にかかる固定資産税の軽減

①事業再編により生じた遊休地に掛かる固定資産税の減免

コンビナートの事業再編に伴う設備撤去後の跡地は、やむを得ず遊休地となるケースがある。

円滑な事業再編を後押しし、コンビナートの競争力を強化するための環境整備として、遊休地となっている期間の固定資産税の減免措置を導入するよう要望する。

②新規投資を伴う、遊休地再取得時の支援措置の創設

製造業の国内回帰を促し、地域再生につなげるために、遊休地を取得して新規事業へ投資する場合の誘致に係る不動産取得税の減免等、税制上の支援措置導入を要望する。

2. 法人税制の改善

(1) 受取配当等益金不算入割合の拡充

二重課税排除の観点から、受取配当金は持ち分に関係なく全て100%益金不算入とすることを要望する。

それが難しい場合でも、関係会社を判定する際の株式保有基準が、平成27年度改正において細分化され、会計上の関係会社の分類と異なる基準となっており、実務上煩雑な管理を要していることから、会計上の関係会社の判定基準を税務上にも取り入れることを要望する。

(2) 国際会計基準（IFRS）への対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンスによって、会計と税務の乖離が生じ、税務上の調整項目が増加して実務負担が増大することや、その結果としてメリット、デメリットが発生することが懸念される。

上場会社やその子会社などに関しては、適切な内部統制が確保されていることや、会計士等の第三者による監査を経ていることから、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。

(3) 固定資産減損処理における損金算入の容認

収益力が見込まれない設備であるがために、減損を実施している事実に鑑み、応能負担の原則に基づく減損損失の損金算入を要望する。

(4) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

欠損金の繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止され、平成21年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。

本来であれば、全ての企業に認められる税制措置であるにも関わらず、企業規模による適用齟齬は、速やかに解消するよう要望する。

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策のための税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新に振り向ける力を削ぎ、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。

現行制度は震災前の状況下で策定された制度であり、現在のあるべき政策に対応するものではないため、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを要望する。

4. 国際課税制度の改善

(1) 移転価格税制の改善

関係各国と十分に協議し、詳細なガイドラインの提示や、類型化された税務調査事例の公表により予見可能性を高め、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進めることで、企業が二重課税を回避するために過大な負担が生じないよう、対応を図ることを要望する。

- ①事前確認制度については、手続きの簡素化、および審査の迅速化を図ること。
- ②現租税条約締結国との間で移転価格課税を行う場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。
- ③無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性を図った上で、通達ではなく、法令レベルで規定すること。

(2) 外国税額控除制度の拡充

外国税額控除制度にかかる二重課税排除のため、制度の見直しを要望する。

- ①国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すること。
- ②控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）は、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、帳簿保存期間に合わせて7年に延長すること。
- ③海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられているため、当初の目的である日本国内への資金還流を図るべく、租税条約を改正して相手国における源泉税の免税措置を整備すること。

(3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

租税条約ネットワークを一層拡充すること、および既存条約において、問題発生時の対応調整や仲裁規定が締結されていない条約については、これらの規定を締結するなど、課税問題が発生した場合に、実効性のある解決の枠組みを整備することを要望する。

5. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である次の品目についても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置創設を要望する。

- ①ノルマルパラフィン
- ②低重合度混合アルキレン
- ③国産コンデンセート（還付措置のみ）

6. その他

(1) 消費税軽減税率制度導入に伴う、区分経理システム構築にかかる負担緩和措置の大企業への適用拡大

軽減税率制度導入に伴い、事業者には対象品目の管理や区分経理システム構築等に対応するための新たなコストが生じるが、かかるコストは自身の収益を削って負担せざるを得ない。

今般、2017年4月から2019年10月へ2年半、消費税率引上げを再延期することに伴い、軽減税率制度の導入も同時期に延期されることが決定されたことで、結果として準備期間は確保されたように見えるが、度重なる制度の導入延期を受けて、実施日が近くなるまで、企業はシステム改修を手控えることが十分に想定される。

そのため直前になってから、システム改修が集中し、改修費用の高騰や納期の遅延が生じる事態が強く懸念される。

そのような中、政府は中小企業に対しては支援措置を講じているが、大企業に対しては何らの支援もなく丸投げ状態である。

消費税は納税の当事者たる事業者の協力なくして成り立たない仕組みである以上、軽減税率制度導入にかかるシステム改修費用等については、社会的なコストとして、企業規模に関わらず全ての事業者に対して支援措置を講じることを要望する。

(2) 事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帶びている。

このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、廃止すべきである。

(3) 印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が進展する中、紙を媒体とした文書のみに課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。

また、その課税範囲についても不明確、不明瞭な部分が多く、円滑な商取引を促進するためにも、印紙税を廃止すべきである。

(4) 電話加入権の償却容認

携帯電話が広く普及し、固定電話網についても、N T Tが2025年頃までにI P網への移行を発表した時代において、実質的に資産価値を失くしている電話加入権については、備忘価額までの償却費の損金算入を容認すべきである。

(5) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

特別法人税については、拠出時・運用時は非課税、給付時に課税という年金税制の基本原則に反することから、即時に廃止すべきである。

以 上